

同行援護

平成30年度報酬単価

平成30年4月以降に支給決定を受ける場合

(身体介護を伴う、伴わないの分類は廃止し一本化)	30分未満	184 単位	新設
	30分以上 1 時間未満	291 単位	新設
	1時間以上1時間30分未満	420 単位	新設
	1時間30分以上2時間未満	484 単位	新設
	2時間以上2時間30分未満	547 単位	新設
	2時間30分以上3時間未満	610 単位	新設
	3時間以上	673単位に30分を増すごとに+63	単位

平成30年3月31日までに支給決定を受ける場合

身体介護を伴う場合	30分未満	257 単位
	30分以上 1 時間未満	406 単位
	1時間以上1時間30分未満	591 単位
	1時間30分以上2時間未満	674 単位
	2時間以上2時間30分未満	758 単位
	2時間30分以上3時間未満	842 単位
	3時間以上	925単位に30分を増すごとに+83
身体介護を伴わない場合	30分未満	105 単位
	30分以上 1 時間未満	200 単位
	1時間以上1時間30分未満	279 単位
	1時間30分以上	349単位に30分を増すごとに+70

旧単価

--

身体介護を伴う場合	30分未満	256 単位
	30分以上 1 時間未満	405 単位
	1時間以上1時間30分未満	589 単位
	1時間30分以上2時間未満	672 単位
	2時間以上2時間30分未満	755 単位
	2時間30分以上3時間未満	839 単位
	3時間以上	922単位に30分を増すごとに+83
身体介護を伴わない場合	30分未満	105 単位
	30分以上 1 時間未満	199 単位
	1時間以上1時間30分未満	278 単位
	1時間30分以上	348単位に30分を増すごとに+70

同行援護

平成30年度報酬単価

基礎研修課程修了者により行われる場合 平成30年4月以降に支給決定を受け る場合	90 %	新設
身体介護を伴う場合	70 %	
身体介護を伴わない場合	90 %	
盲ろう者向け通訳・介助員により行われ る場合	90 %	新設
2人の同行援護従業者による場合	× 2	
夜間もしくは早朝の場合	+25 %	
深夜の場合	+50 %	
盲ろう者に対して盲ろう者向け通訳・介 助員が支援を行う場合 「平成30年4月以降に支給決定を受 ける場合」に限る	+25 %	新設
障害支援区分3に該当する者の場合 「平成30年4月以降に支給決定を受 ける場合」に限る	+20 %	
障害支援区分4以上に該当する者の場合 「平成30年4月以降に支給決定を受 ける場合」に限る	+40 %	新設

旧単価

基礎研修課程修了者により行われる場合	
身体介護を伴う場合	70 %
身体介護を伴わない場合	90 %
2人の同行援護従業者による場合	× 2
夜間もしくは早朝の場合	+25 %
深夜の場合	+50 %

同行援護

平成30年度報酬単価

特定事業所加算（Ⅰ）	20 %
特定事業所加算（Ⅱ）	10 %
特定事業所加算（Ⅲ）	10 %
特定事業所加算（Ⅳ）	5 %
特別地域加算	15 %
緊急時対応加算	100 単位
喀痰吸引等支援体制加算	100 単位
初回加算	200 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	30.3 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	22.1 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	12.3 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※ (Ⅳ) と (Ⅴ) は将来的に廃止	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	4.1 %

新設

旧単価

特定事業所加算（Ⅰ）	20 %
特定事業所加算（Ⅱ）	10 %
特定事業所加算（Ⅲ）	10 %
特定事業所加算（Ⅳ）	5 %
特別地域加算	15 %
緊急時対応加算	100 単位
喀痰吸引等支援体制加算	100 単位
初回加算	200 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	30.3 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	22.1 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	12.3 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
福祉・介護職員処遇改善特別加算	4.1 %